

## 大規模・広域災害時の災害救助事務の連携強化に関する協議の場 宮城県説明資料

宮城県では、県土並びに県民の生命、身体及び財産を各種災害から守るため、地域防災計画を作成しておりますが、当該計画で、本会議のテーマに関する当県の現状について説明します。

## 1 「宮城県地域防災計画」における災害救助法の事務委任に関する規定について

- 災害救助法に基づく事務委任について、事前の取り決め(救助の実施者に係る区分)を「宮城県地域防災計画」上で規定することにより、災害発生時においてより迅速な応急救助の実施が可能となるよう明確化しているもの。

## ○ 「救助の実施の委任」の規定 (地域防災計画から関係部分の抜粋)

## 【災害の規模に応じた救助の実施者に係る区分】

救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として表1のとおり救助の実施者を定める。

ただし、災害毎の被災範囲や被災場所(市町村の行政機能が損なわれるような状況)等を勘案し、県と市町村とが協議した上で、実施者及び救助の種類を決定することができる。

表1 災害の規模に応じた救助の実施者

実施者		救助の種類
局地災害の場合	市町村	全ての救助 (県から即時に委任(法第13条第1項))
	県	—
広域災害の場合	市町村	県が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任(法第13条第1項))
	県	応急仮設住宅の供与

※広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な調整が整った後は、市町村へ委任することができる。

## 2 災害時における防災協定等締結状況について (応急仮設住宅関係抜粋)

協定等名称	団体等名	締結年月日	主な内容	担当課
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社)プレハブ建築協会	平成 8 年 4 月 1 日	応急仮設住宅の建設・供給	住宅課
災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定	(公社)宮城県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会宮城県本部 (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	平成 25 年 10 月 16 日	民間賃貸住宅の空き室情報の提供、入居契約事務等	建築宅地課



抜 粋

# 宮城県地域防災計画

〔地震災害対策編〕

平成29年2月

宮城県防災会議



## 第5節 災害救助法の適用

### <主な実施機関>

県(保健福祉部), 市町村

### 第1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る。

### 第2 災害救助法の適用

#### 1 災害救助法の適用基準

災害救助法(昭和22年法律第118号、以下当節において「法」という。)による救助は、市町村(政令指定都市にあっては、行政区ごと又は市全域のいずれか)の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

適用基準は、以下のとおりである。

- (1) 市町村の区域内における住家の被害が、市町村人口に応じ、住家の滅失した世帯数(全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあっては、滅失世帯の3分の1とみなして換算する。以下同じ。)が次の世帯数以上であること。

市 町 村 人 口		住家滅失世帯数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	～ 15,000人未満	40世帯
15,000人以上	～ 30,000人未満	50世帯
30,000人以上	～ 50,000人未満	60世帯
50,000人以上	～ 100,000人未満	80世帯
100,000人以上	～ 300,000人未満	100世帯
300,000人以上	～	150世帯

- (2) 県の区域内の住家滅失世帯数が、2,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の住家滅失世帯数が、その人口に応じ、上記基準の2分の1以上に達したとき。
- (3) 住家滅失が次のような状態にあるとき。
- イ 県の区域内の住家滅失世帯数が、9,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の住家滅失世帯数が、多数であるとき。(市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあること。)
- ロ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (4) 多数の者が、生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。
- イ 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。
- ロ 食品の給与等に特殊の補給方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合。

## 2 災害救助法の適用手続

法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第4条に規定する救助を実施するときに開始される。

原則 災害発生日 = 救助の開始日 = 公示日

例外 ①長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合

災害発生日 = 被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日

②被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合

公示日 = 被害等が判明した日

市町村は、被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。

県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに該当市町村に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を市町村長に委任する。

## 3 救助の種類

避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、被災者の救出、被災した住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の搜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。(昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」最終改正 平成26年3月31日)

## 第3 救助の実施の委任

知事は、法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を市町村長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、市町村長は、当該事務を行わなければならない。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急処理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬
- 9 死体の搜索及び処理
- 10 障害物の除去
- 11 応急救助のための輸送
- 12 応急救助のための賃金職員雇上費

(今回の会議での説明部分)

【災害の規模に応じた救助の実施者に係る区分】

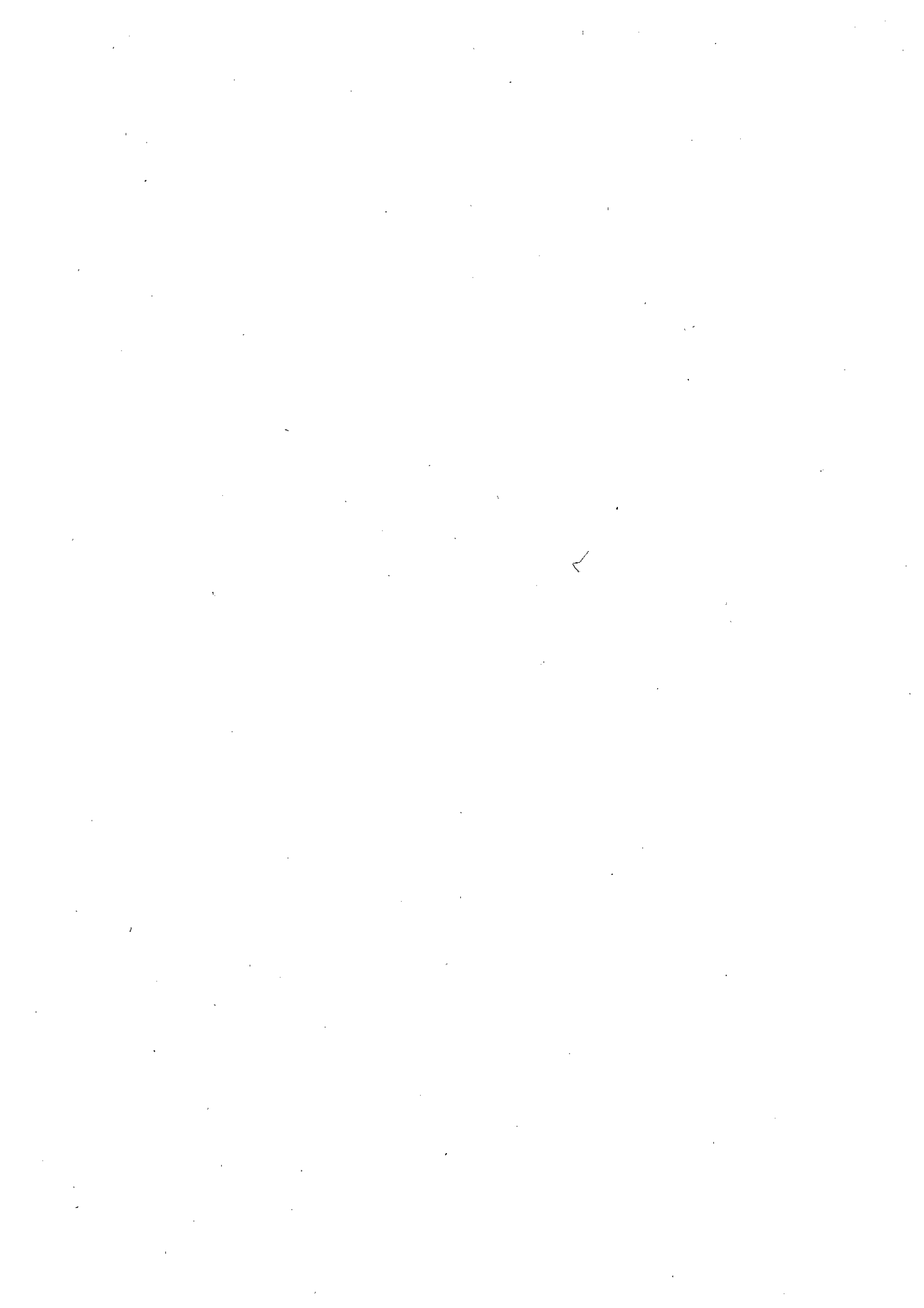
救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として表1のとおり救助の実施者を定める。

ただし、災害毎の被災範囲や被災場所(市町村の行政機能が損なわれるような状況)等を勘案し、県と市町村とが協議した上で、実施者及び救助の種類を決定することができる。

表1 災害の規模に応じた救助の実施者

実施者		救助の種類
局地災害の場合	市町村	全ての救助 (県から即時に委任(法第13条第1項))
	県	—
広域災害の場合	市町村	県が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任(法第13条第1項))
	県	応急仮設住宅の供与

※広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な調整が整った後は、市町村へ委任することができる。





## 第13節 応急仮設住宅等の確保

＜主な実施機関＞

県(保健福祉部, 土木部), 市町村

### 第1 目的

大規模地震災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、県及び市町村は、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

### 第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理

#### 1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備

##### (1) 県の対応

##### イ 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備

県は、災害救助法を適用した場合において、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備が必要と認めたときは、協定に基づき(一社)プレハブ建築協会の協力を得ることや、災害の規模に応じて地元企業などの活用により速やかに整備する。

整備に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災市町村内の公有地その他の安全な用地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や高齢者・障害者等に十分配慮した仕様及び設計に努める。

##### ロ 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の資機材の確保

県は、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は直接資機材関係省庁(農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)に資機材の調達に関して要請する。

##### (2) 市町村の対応

市町村は、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備に当たり、安全な用地を確保するとともに、県が直接整備することが困難な場合において、県からの委任を受け、市町村自ら整備する。

#### 2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の維持管理・運営

##### (1) 管理体制

県は応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の適切な管理運営を行うものとするが、状況に応じて、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の所在地である市町村に管理を委託する。市町村長に委任した場合は、知事と市町村長との間で、管理委託協定を締結する。

## (2) 維持管理上の配慮事項

県及び市町村は、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。

## (3) 運営上の配慮事項

運営に当たっては、以下の対応に努める。

## イ 安心・安全の確保に配慮した対応

- (イ) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
- (ロ) 街灯や夜間照明等の工夫
- (ハ) 夜間の見回り(巡回)

## ロ ストレス軽減、心のケア等のための対応

- (イ) 交流の場づくり
- (ロ) 生きがいの創出
- (ハ) 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
- (ニ) 保健師等による巡回相談
- (ホ) 女性専用相談窓口の設置、男性に対する相談体制の整備

## ハ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等

- (イ) 集会所の設置
- (ロ) 仮設スーパー等の開業支援
- (ハ) 相互情報交換の支援
- (ニ) 窓口の一元化

## ニ 女性の参画の推進と生活者の意見反映

- (イ) 運営における女性の参画推進
- (ロ) 生活者の意見集約と反映

## 第3 公営住宅の活用等

県及び市町村は、一時的な居住の場として、既設公営住宅等の空き家の活用を図る。

## 第4 民間賃貸住宅の活用等

災害救助法に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、

市町村と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていく。

#### 1 県の対応

- (1) 平常時に定めていた民間賃貸住宅を借り上げるための取扱いについて、災害の態様や地域性に応じ、必要があると認められる場合には、具体的な取扱いを修正することとし、不動産関係団体及び市町村と協議の上、できるだけ速やかに再整理し円滑な実施が可能となるよう体制の整備を図る。
- (2) 県は、平常時に定めていた市町村との役割分担等に基づき、必要に応じて市町村との協議を行い、より具体的な取扱いを定める。
- (3) 借上げに係る具体的な取扱いについて、できるだけ多様な広報媒体を活用して、被災者等へ適時に正確な情報の提供に努める。
- (4) 災害救助法に基づく他の応急仮設住宅との重複等を避け、効率良く供与が可能となるよう関係機関との情報の共有化に努める。

#### 2 市町村の対応

基礎的な自治体として、被災者のり災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

#### 3 配慮すべき事項

民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の特性として、被災者が県内に分散することになるため、情報過疎や様々な支援が行き渡らないといった状況に陥らないように、全国避難者情報システムへの登録の呼びかけを徹底するなど、被災者の避難先の把握に努める。

### 第5 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

市町村は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点(サポートセンター等)を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備する。支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。

### 第6 住宅の応急修理

被災市町村は、災害救助法が適用された災害により、住家が半壊又は半焼の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損個所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力が無い者に対し、その者に替わって必要最小限の補修を行う。

#### 1 対象

半壊又は半焼し、そのままでは当面の、日常生活を営むことができない住家で自らの資力をもってしては修理することができない者。

## 2 修理の範囲

居室、炊事場、便所等のように日常生活に必要欠くことのできない部分の応急的修理に限られる。

## 3 修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完了する。

## 第7 支援制度に関する情報提供

県は、応急仮設住宅等への居住についての支援制度について、早い段階で全体像を被災者に示すとともに、被災者に分かりやすく伝えるための方策について検討する。

## 第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

### <主な実施機関>

県(総務部, 環境生活部, 保健福祉部, 経済商工観光部, 農林水産部, 企業局), 市町村, 東北農政局, 自衛隊, 日本赤十字社宮城県支部, (公社)宮城県トラック協会, 日本郵便(株)東北支社

### 第1 目的

県及び市町村は、大規模地震災害時における県民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、夏季・冬季の季節など被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

### 第2 食料・物資等調達体制の整備

#### 1 プロジェクトチームの設置

県は、必要に応じ、県全体での食料の調達状況や被災地での需要等の情報の共有や、関連業務(調達、輸送依頼)の調整、将来の調達計画の策定等、食料や物資調達にかかわる業務を一括して担当するプロジェクトチームを災害対策本部に設置する。

#### 2 調達計画の立案

県は、食料・物資の不良在庫を抑制するため、在庫状況を早期より正確に把握し、不要な物資の調達の抑制や、倉庫の空き状況等に基づく将来に不足すると予想される物資(冬にむかう前の暖房機など)の、早期の調達計画を立案に努める。

#### 3 多様な避難者への対応

県は、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、県は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

#### 4 プッシュ型の物資提供

県は、市町村における備蓄物資等が不足することが想定され、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに、市町村に対する物資の確保及び輸送を行う。

### 第3 流通在庫備蓄

県は、次の手順により食料、飲料水及び生活必需品等を迅速に調達し供給する。

#### 1 県は、市町村及び協定を締結している都道府県から支援要請があった場合、又は被害の状況等

から判断して県が必要と認めた場合は、協定等を締結している事業者等に対する物資の調達要請を行う。

2 県は、協定等を締結している事業者等へ文書又は口頭により物資の調達要請をする。

#### 第4 食料

##### 1 食料の調達・供給

- (1) 県は、主要食料(米穀、野菜、果実、乳製品等)の需給動向の把握並びに応急調達及び供給の決定と調整を図る。
- (2) 市町村は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。
- (3) 日持ちしないなど備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、関係事業者等との協定により調達を図るなどして、確保する。

##### 2 米穀

###### (1) 調達

県は、非常災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、市町村の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、農林水産省の支援を得て給食に必要な米穀(以下「応急用米穀」という。)を調達する。

ただし、災害救助法が発動された場合においては、県又は市町村は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)に基づき、政府所有の米穀(以下「災害救助用米穀」という。)を調達する。

###### イ 応急用米穀

(イ) 県は、市町村の申請に基づき、必要な応急用米穀の数量等について、農林水産省に対し要請するとともに、農林水産省は、県からの要請を踏まえて、米穀販売事業者に対して手持ち精米を、県又は県の指定する者(県又は市町村が取扱者として指定した米穀小売業者等。以下「取扱者」という。)に売却するよう要請する。

(ロ) また、農林水産省は、必要に応じ、政府所有米穀を供給するものとする。

###### ロ 災害救助用米穀

(イ) 県は、市町村からの要請等を踏まえ、必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報(希望数量、引渡場所及び引渡方法等)について、農林水産省に要請する。

(ロ) 市町村は、直接農林水産省に要請した場合は、速やかに県に連絡することとし、県は必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報(希望数量、引渡場所及び引渡方法等)について、農林水産省に要請する。

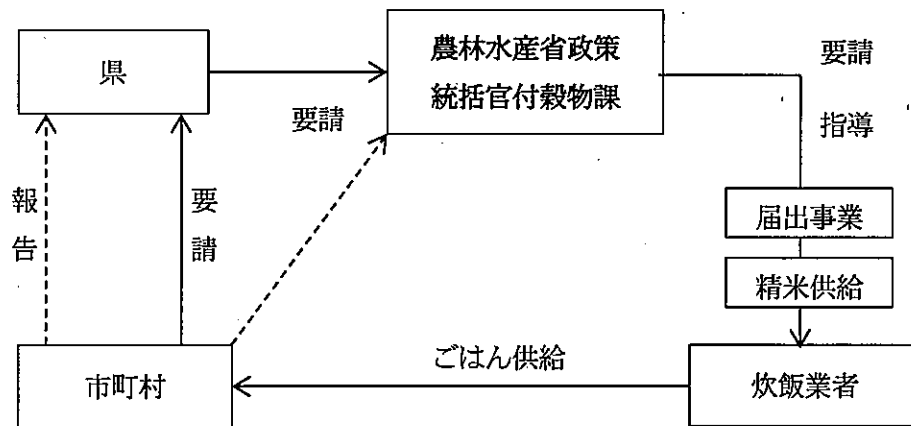
###### (2) 供給

###### イ 応急用米穀

(イ) 県は、農林水産省から直接購入した応急用米穀を市町村に供給する。

- (ロ) 市町村は、県から供給を受けた応急用米穀又は米穀卸売業者等から直接売却された応急用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。
  - (ハ) 市町村は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。
- ロ 災害救助用米穀
- (イ) 県は、農林水産省と売買契約書により契約を締結し、農林水産省から、契約の締結を受けて受託事業者に対して、県又は取扱者に引き渡すよう指示された災害救助用米穀を市町村に供給する。
  - (ロ) 市町村は、県から供給を受けた災害救助用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。
  - (ハ) 市町村は、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡しを受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

緊急時における食料(精米)の供給体制略図



※ —→ 県を通じて要請する場合      - - - -> 県を通じて要請することが困難な場合

ハ 供給数量

- (イ) 応急用米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1人当たりの供給数量に、市町村の要請に基づき県が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。
- (ロ) 1人当たりの供給数量は次のとおりとする。
  - ・り災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合  
1食当たり200精米グラムの範囲内で知事が定める数量
  - ・災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を行う必要がある場合  
1食当たり300精米グラムの範囲内で知事が定める数量

## 二 炊き出しの実施

被災市町村は、災害救助法が適用された災害により、避難所に避難する等炊事のできない者に対し、炊き出しその他による食料の供与を行う。

炊き出し等の実施に当たって、市町村職員による対応では要員が不足する場合には、県、日赤宮城県支部等の協力を得て作業を実施する。

### 3 野菜及び果実

野菜及び果実について、県は各市町村と連携を取りながら需要動向を把握するとともに、農業関係団体等に対して提供協力の要請を行うこととし、被災者に供給すべき野菜及び果実の確保に努める。

### 4 乳製品

県は、乳製品について、各市町村と連携をとりながら需要の動向を把握するとともに、(一社)日本乳業協会と連携の上、被災地以外の乳業工場等から応急的調達及び供給に係る調整を行う。

### 5 水産加工品

県は、各水産加工業協同組合に対して、水産加工品の提供協力の要請を行い、その確保に努める。

### 6 その他副食品等

その他副食品等について、県は、各市町村と連携を取りながら需要の動向を把握するとともに、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等に基づき、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどに対して協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。また、必要に応じ、県は、宮城県食品産業協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等に対しても、協力要請を行い、供給に努める。

### 7 他都道府県からの調達

県は、県のみでは十分な食料の調達・供給ができない場合は、災害時応援協定を締結している都道府県に対して応援を要請し、必要量を確保する。

また、構成都道府県は、円滑に要請・応援が実施できるよう、担当窓口の把握や通信手段の確保、備蓄量の把握、訓練の実施など連絡体制の整備を図っておく。

(1) 全国都道府県における災害時等の広域応援協定(全国知事会)

(2) 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定(北海道・東北7県)

### 8 緊急炊き出しの実施

県は、大規模災害発生時に、協定等の締結事業者等の被災や物流の停止により、市町村からの食料支援要請に伴う食料調達が困難な場合、又は国や他都道府県からの食料調達に時間を要する場合は、自衛隊に対し緊急炊き出しの協力要請を行い、食料の供給に努める。

## 第5 飲料水

1 飲料水の供給は、市町村が行う。

2 応急給水は、緊急時用貯水施設や配水池等の応急給水拠点による給水のほか、給水車等による運搬給水を行い、その時間や場所について広報に努める。



- 3 県は、市町村から飲料水供給の要請があった場合、応急給水対策フローチャートにより対応する。
- 4 県は、大規模地震による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送事業者に対して、飲料水等輸送のため車両の派遣を依頼し、市町村で必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。
- 5 県は、市町村の水道施設被災による断水に対応するため、広域水道各浄水場及び送水管上に設置する臨時給水所を利用した給水車への供給及び住民への給水を、可能なかぎり実施する。
- 6 応急給水に当たっては、避難所・医療機関等の重要施設への給水確保について考慮する。
- 7 震災時における飲料水の確保は、最小1人1日3リットルを目標とする。
- 8 県は、被災市町村から応急給水に必要な資機材、人員等について要請があった場合は、市町村間の応援活動の調整を行い、被災状況から判断して必要と認める場合には、厚生労働省又は自衛隊等関係機関に対して支援を要請する。
- 9 保健所は、市町村衛生担当課と協力し、飲料水の衛生指導を行うこととし、地域住民が井戸水、湧水等を飲料水として利用する場合には、煮沸又は消毒して飲用するなどの対策を指導する。
- 10 水道事業者で構成する(公社)日本水道協会宮城県支部は、「災害時相互応援計画」に基づき応援活動を行う。

## 第6 生活物資

### 1 支給品目

- |          |           |
|----------|-----------|
| (1) 寝具   | (5) 日用品   |
| (2) 衣料類  | (6) 光熱材料  |
| (3) 炊事用具 | (7) 緊急用燃料 |
| (4) 食器   | (8) その他   |

### 2 物資の調達・供給

- (1) 県は、市町村及び協定を締結している都道府県から支援要請があった場合、又は被害の状況等から判断して必要と認めるときは、県が備蓄している物資等の放出を決定し、毛布等を迅速に供給する。さらに不足が生じる場合は、あらかじめ協定を締結している事業者等から調達し供給を行う
- (2) 県及び市町村は、民間団体や国との連携により、応急時に必要な物資の迅速かつ確かな調達・供給を行う。
- (3) 市町村は、当該市町村が甚大な被害を受けたことにより、自ら生活必需品の調達・供給が困難な場合は、広域応援協定を締結している近隣市町村や、県、厚生労働省、その他の関係機関に協力を要請する。
- (4) 県は、大規模かつ広域的な被害が生じ、かつ、市町村から要請があった場合は、必要に応じ事前に協定を締結している民間団体との連携により、直接被災市町村に対し供給を行う。
- (5) 県は、災害救助法を適用し、被災者の生活を確保するために、被服、寝具その他生活必需

品の供与を必要と認めた場合は、備蓄物資又は自ら調達した物資を被災者に対し供給する。

(6) 市町村は、被災者に対する迅速かつ的確な供給を行う。

(7) 供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

### 3 日本赤十字社宮城県支部の活動

日本赤十字社宮城県支部は、緊急に必要とされる救援物資として毛布、携帯ラジオなどが入った緊急セット、キャンプマットなどが入った安眠セットを備蓄し、被災者のニーズに応じて、遅滞なく配分する。また、県内の備蓄分で不足する場合は、日本赤十字社各都道府県支部の在庫を調整し、配分する。

なお、配分に当たっては、県や市町村、防災ボランティア等の協力も得ながら行う。

## 第7 物資の輸送体制

1 県は、あらかじめ締結した協定に基づき、トラック協会等民間輸送事業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。

2 輸送事業者等は、指定した、物資等の受け取り場所から引渡し場所までの物資の輸送を行うとともに、引渡しを行う。

3 県は、被災状況により協定等を締結している事業者等による輸送が困難な場合は、自衛隊の車両、航空機等による輸送を要請する。

なお、要請に当たっては、発災直後は、救助活動が優先されることに留意する。

4 県は、あらかじめ、倉庫協会やトラック協会などと締結した協定に基づき、専門倉庫を物資拠点として利用するとともに、フォークリフト等の専用機材の提供、さらに、倉庫管理や輸送業務実施への支援を得る。

## 第8 義援物資の受入れ、配分

### 1 義援物資の受入れ

(1) 県、市町村など関係機関は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、関係機関が相互に連携を図りながら直ちに義援物資受入れ窓口を設置し、義援物資の募集及び受入れを開始する。

(2) 義援物資の募集に当たっては、報道機関等と連携し、義援物資の受入れ方法等について広報・周知を図る。

なお、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受入れ方法については、品目及び数量を事前に限定し、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

(3) 日本郵便(株)東北支社長が公示した場合は、被災者の救助を行う地方自治体、日本赤十字社宮城県支部、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

災害時における防災協定等締結状況一覧  
(平成29年4月1日現在)

宮城県総務部危機対策課  
電話022-211-2464

区分	協定等名称	団体等名	締結年月日	主な内容
医療救護 (22件)	多数死体の検視等に関する覚書	公益社団法人宮城県医師会 一般社団法人宮城県歯科医師会	昭和61年11月26日	大規模事故、災害等の発生時における死体の検視並びに身元確認に関する覚書
	災害時の医療救護に関する協定	公益社団法人宮城県医師会	平成9年3月24日	災害時における医療救護活動について
	災害時における医療救護活動に関する協定	一般社団法人宮城県薬剤師会	平成10年10月20日	災害時における医療救護活動について
	災害時の歯科医療救護に関する協定	一般社団法人宮城県歯科医師会	平成19年3月30日	災害時における歯科医療救護及び協力
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定	東北大学病院	平成21年3月30日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定	独立行政法人 国立病院機構仙台医療センター	平成21年3月30日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定	仙台市病院事業管理者	平成21年3月30日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定	大崎市病院事業管理者	平成21年3月30日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定	日本赤十字社宮城県支部	平成21年3月30日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定	みやぎ県南中核病院	平成22年7月26日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定	坂総合病院	平成24年8月10日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定	独立行政法人労働者健康安全機構東北労災病院	平成24年8月10日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定	東北医科薬科大学病院	平成25年4月1日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定	気仙沼市立病院	平成26年2月24日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定	栗原市立栗原中央病院	平成26年2月24日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定	公立刈田総合病院	平成26年4月1日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定	公益財団法人仙台市医療センター 仙台オープン病院	平成26年4月1日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定	登米市立登米市民病院	平成26年4月1日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣
	災害時における社団法人宮城県柔道整復師会の協力に関する協定	公益社団法人宮城県柔道整復師会	平成23年12月22日	災害時における医療救護活動等の協力
	災害時における社団法人宮城県看護協会の協力に関する協定	公益社団法人宮城県看護協会	平成25年3月8日	災害時における医療救護活動等の協力
	大規模災害・事故等発生時の医学的活動に関する協定書	一般社団法人仙台市医師会長	平成28年2月23日	大規模災害等における検案医師の派遣
	宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定	社会医療法人将道会 総合南東北病院	平成28年3月31日	災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣
	帰宅支援 (12件)	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	株式会社老番屋, 仙台市	平成26年8月28日
災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定		株式会社オートボックスセブン, 仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供
災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定		株式会社ココストア, 仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供
災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定		株式会社ストロベリーコーンズ, 仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供
災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定		株式会社セブン-イレブン・ジャパン, 仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供
災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定		株式会社トールローヒー, 仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供
災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定		株式会社ファミリーマート, 仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供
災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定		ミニストップ株式会社, 仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供
災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定		株式会社モスフードサービス, 仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供
災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定		山崎製パン株式会社, 仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供
災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定		株式会社吉野家, 仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供
災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	株式会社ローソン, 仙台市	平成26年8月28日	帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供	
行政 (15件)	ヘリコプターテレビ電送システムによる情報提供に関する協定	仙台市長	平成5年9月10日	大規模地震等自然災害及び大規模林野火災時におけるヘリコプターテレビ電送システムによる情報の提供について
	東北地方における建設省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申合わせ	東北6県土木部長, 東北地方整備局企画部長, 仙台市建設局長, 東日本高速道路(株)東北支社管理事業部長	平成8年11月15日	大規模災害時における構成機関の相互応援に関する協定
	原子力災害時の相互応援に関する協定	14道府県	平成13年1月31日	原子力災害発生時における相互応援に関する協定
	ヘリコプターテレビ電(伝)送システム等による情報提供に関する協定	東北地方整備局	平成16年3月19日	災害等に関する映像情報の相互提供
	災害時における宮城県市町村相互応援協定	宮城県市長会 宮城県町村会	平成16年7月26日	個別協定・圏域協定では災害に対する十分な対策等が実施できない場合、全市町村の相互応援により対策等を迅速かつ円滑に実施する

災害時における防災協定等締結状況一覧  
(平成29年4月1日現在)

宮城県総務部危機対策課  
電話022-211-2464

区分	協定等名称	団体等名	締結年月日	主な内容
行政 (15件)	ヘリコプターテレビ電(伝)送システム等による情報提供に関する協定	仙台市長	平成17年6月16日	ヘリテレ等による相互の情報提供
	大規模災害時における施設提供に関する協定	株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北	平成17年9月1日	大規模災害発生時における災害対策本部の代替施設提供に関する協定
	映像情報提供に関する協定	警察本部長	平成18年4月21日	警察本部の保有する映像情報の県への提供
	防災関連情報の受配信に関する協定	東北地方整備局	平成18年5月1日	光ファイバによる防災関連情報の相互受配信
	防災関連情報の受配信に関する覚書	東北地方整備局企画部長	平成18年5月1日	光ファイバによる防災関連情報の相互受配信
	防災上の連携・協力に関する協定	山形県知事	平成18年12月26日	平常時における両県の防災上の連携・協力の推進に関する事項を定める
	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	東北8道県知事	平成19年11月8日	大規模災害発生時等における応援措置等に関する協定(H17.10.31協定は廃止)
	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	各地方知事会長	平成24年5月18日	大規模災害発生時における広域応援に関する協定
	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定	国土交通省国土地理院	平成24年11月16日	地理空間情報の提供及び物品の貸与、災害対応等における協力
	東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定	東北6県、一関市、村田町、大館市、東根市、小国町、郡山市水道事業管理者、白河市、南相馬市、西郷村、双葉地方水道企業団	平成25年3月27日	工業用水道災害時等の相互応援
航空 (6件)	宮城県広域航空消防応援協定	仙台市長ほか消防本部(局)設置市町村(広域)行政事務組合管理者	平成4年4月1日	大規模災害発生時における県回航翼航空機の応援を求めるための協定
	回航翼飛行機の運航についての覚書	仙台市長	平成5年4月1日	宮城県広域航空消防応援協定に基づくヘリコプターの応援に関する協定
	宮城県内航空消防応援協定	仙台市長ほか消防本部(局)設置市町村及び(広域)行政事務組合管理者	平成13年4月1日	大規模災害発生時における仙台市回航翼航空機の応援を求めるための協定
	宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定	仙台市長ほか消防本部(局)設置市町村(広域)行政事務組合管理者	平成16年4月1日	宮城県防災ヘリコプター職員派遣に関する協定に基づく派遣職員の応援派遣に関する手続き等について
	災害応急対策におけるヘリコプターによる相互協定に関する協定	国土交通省東北地方整備局長	平成22年9月16日	災害応急対策におけるヘリコプターによる相互協定に関する協定
	仙台合同庁舎東北地方整備局ヘリポート使用に関する協定	国土交通省東北地方整備局長	平成28年3月7日	大規模災害時の迅速かつ速やかな対応を期するためのヘリポート使用に関する協定
災害救助犬 (4件)	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	一般社団法人ジャパンケネルクラブ	平成20年11月28日	災害時における救助犬による捜索活動
	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	NPO法人全国災害救助犬協会	平成20年11月28日	災害時における救助犬による捜索活動
	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	NPO法人日本レスキュー協会	平成20年11月28日	災害時における救助犬による捜索活動
	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	NPO法人災害救助犬ネットワーク	平成27年3月5日	災害時における救助犬による捜索活動
自衛隊 (1件)	災害派遣に関する協定	陸上自衛隊第2施設団長 陸上自衛隊第22普通科連隊長	平成22年11月29日	自衛隊の災害派遣要請に関する協定(協定事項等見直し、昭和48年11月10日締結の協定は廃止する。)
消防 (2件)	宮城県広域消防相互応援協定	仙台市長ほか消防本部(局)設置市町村(広域)行政事務組合管理者	平成4年4月1日	大規模災害発生時における行政区域を越え迅速に処理するための広域応援
	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	仙台国際空港株式会社代表取締役、 仙台市長、名取市長、岩沼市長	平成28年7月1日	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定
土木・建設・住宅 (23件)	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	一般社団法人プレハブ建築協会	平成8年4月1日	応急仮設住宅の建設・供給について
	大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定	一般社団法人宮城県建設業協会	平成22年9月8日 平成19年3月27日	人命救助及び道路交通確保に伴う障害物除去のための作業等(平成22年9月8日見直し)
	家畜伝染病の発生時における緊急対策業務への協力に関する協定書	一般社団法人宮城県建設業協会	平成22年9月8日	家畜伝染病発生時の埋却溝の掘削、処分家畜等の運搬及び埋却等
	大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定	宮城県解体工事業協同組合	平成11年3月31日	建築物等の解体撤去、災害廃棄物の収集、運搬、一時保管等の協力について
	災害時における被害状況調査に係る応援協力に関する協定	一般社団法人宮城県測量設計業協会	平成17年7月6日	大規模災害時における公共土木施設の被害状況調査に対する応援協力
	災害時における応急業務に関する協定	一般社団法人日本建設業連合会東北支部、東北6県知事、東北地方整備局、仙台市長	平成19年2月19日	大規模災害時において、公共土木施設が被災した場合の応急対策の実施
	大規模災害時における被害状況調査・応急措置に係る応援協力に関する協定	一般社団法人全国特定法面保護協会東北地方支部	平成19年7月4日	災害発生時又は恐れのあるとき、土木部が所掌する公共土木施設等の調査及び応急措置を依頼する際の取決め
	災害時における障害物除去等の協力に関する協定	宮城県レッカー事業協同組合	平成20年6月4日	災害時における災害応急対策の応援
	災害時における被害状況調査に係る応援協力に関する協定	一般社団法人建設コンサルタンツ協会東北支部	平成21年5月13日	災害時における公共土木施設被害状況調査に係る応援協力
	災害時における応急対策活動に関する協定	宮城県建設職組合連合会	平成21年9月3日	災害時における自主的活動及び救出活動の支援
	災害時における応援・協力に関する協定	宮城県板金工業組合	平成22年1月22日	災害時における応援活動及び機材等の支援
	災害時における被害状況調査に係る応援協力に関する協定	東北地質調査業協会	平成22年10月28日	災害時における公共土木施設の被害状況調査に対する応援協力
	災害時における応援協力に関する協定	一般社団法人宮城県造園建設業協会	平成22年11月11日	災害時における公園緑地等の被災状況調査、倒木除去等に関する応援協力
災害時における被災住宅の応急修理に関する協定	宮城県建設職組合連合会、一般社団法人みやぎ中小建設業協会、宮城県優良住宅協会	平成24年10月23日	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定	
大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定	一般社団法人宮城県空調衛生工事業協会	平成24年12月19日	大規模災害時における給排水設備、空調設備等建築設備の応急対策業務に関する協定	

災害時における防災協定等締結状況一覧  
(平成29年4月1日現在)

宮城県総務部危機対策課  
電話022-211-2464

区分	協定等名称	団体等名	締結年月日	主な内容
土木・建設・住宅 (23件)	大規模災害時における橋りょうの応急対策業務の応援に関する協定	一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会	平成25年4月18日	橋梁の緊急被災状況調査及び応急対策
	大規模災害時における橋りょうの応急対策業務の応援に関する協定	一般社団法人日本橋梁建設協会	平成25年4月18日	橋梁の緊急被災状況調査及び応急対策
	災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定	(公社)宮城県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会宮城県本部 (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	平成25年10月16日	民間賃貸住宅の空き室情報の提供及び入居までの契約事務等に関する基本的事項に係る協定
	災害時における漁港・漁場の応急対策業務に関する協定	一般社団法人全日本漁港建設協会宮城県支部	平成27年4月15日	漁港・漁場において情報の収集や応急対策に必要な人員・資機材の調達と応急復旧工事の実施に関する協定
	災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定	公益社団法人地盤工学会東北支部	平成27年7月29日	地盤災害発生時の調査や、地盤災害の減災及び防災対策に向けた取組みに関する協定
	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	独立行政法人住宅金融支援機構 (住宅金融公庫東北支店)	平成27年10月27日	災害発生時に実施する住宅相談等に関する協力に関する協定
	大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定	公益社団法人日本技術士会東北本部 宮城県支部	平成28年7月28日	大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定
	災害時における電気工事等の応急対策に関する協定	宮城県電気工事工業組合	平成28年7月28日	電気設備等の損壊箇所等の被害状況の把握、報告及び点検
燃料 (4件)	大規模特殊災害時における航空燃料の給油に関する覚書	(株)パシフィック ※名称変更	平成7年1月28日	大規模災害時における他県からの応援ヘリコプターの燃料補給に関する協定
	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	石油連盟	平成25年2月4日	大規模災害時における燃料給油に必要な重要施設に係る情報共有に関する覚書
	災害時の石油製品の備蓄に関する協定	宮城県石油商業組合 宮城県石油商業協同組合	平成27年1月16日	国で推進している災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業に基づき石油製品を備蓄するために1回の在庫状況の報告など必要事項を定めた協定
	災害時における支援に関する協定	宮城県石油商業組合 宮城県石油商業協同組合	平成27年1月16日	自衛隊・警察・消防などの緊急通行車両や医療施設・行政庁舎に対する燃料の優先供給などの支援に関する協定
廃棄物処理 (3件)	災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥の撤去等に関する協定	宮城県環境整備事業協同組合	平成18年11月29日	大規模災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥等の撤去、収集・運搬
	災害時における下水・し尿・浄化槽汚泥及び災害廃棄物の撤去等に関する協定	公益社団法人宮城県生活環境事業協会	平成19年5月17日	災害時における下水・し尿・浄化槽汚泥及び災害廃棄物の撤去等の協力
	災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人宮城県産業廃棄物協会	平成20年10月21日	災害時における災害廃棄物の処理等の協力
物資供給 (33件)	非常災害用医薬品確保に関する協定	宮城県医薬品卸組合	平成9年3月18日	医薬品及び医療材料の確保と供給について
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	宮城県生活協同組合連合会	平成9年4月16日	応急生活物資の供給について
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社 ファミリーマート	平成16年3月22日	大規模災害時における食料品等応急生活物資の供給について
	災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定	一般社団法人日本産業・医療ガス協会 東北地域本部 ※名称変更	平成17年4月1日	災害時における医療ガス等の調達について
	災害時における物資の調達等に関する協定	株式会社 ローソン	平成19年5月28日	災害時の食料品等応急生活物資供給の協力
	災害時における物資の調達等に関する協定	株式会社 セブン-イレブン・ジャパン	平成19年11月16日	災害時の食料品等応急生活物資供給の協力
	災害時における物資の調達等に関する協定	宮城県食品工業協議会	平成20年5月28日	災害時の食料品等供給の協力
	災害時における飲料等の提供に関する協定	仙台コカ・コーラボトリング株式会社	平成20年6月4日	災害時の飲料等の供給の協力
	災害時における支援協力に関する協定	イオングループ (イオンリアル(株)東北カンパニー、イオンスーパーセンター(株)、(株)サンデー)	平成20年12月19日	災害時における物資等の供給
	災害時における毒物劇物による危害防止協力に関する協定	宮城県毒劇物協会	平成21年3月24日	災害時における資機材の供給
	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定	宮城県葬祭業協同組合	平成21年9月9日	災害時における棺等葬祭用品の供給
	災害時における支援協力に関する協定	三井不動産(株)、(株)カインズ、(株)宮城テレビ放送	平成21年10月20日	災害時における一時集積所、一時避難所用地の提供、生活物資の供給支援
	災害時における医療機器等の確保等に関する協定	宮城県医療機器販売業協会	平成22年6月28日	災害時における医療機器及び衛生材料の確保と供給
	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定	宮城県JA葬祭事業運営協議会	平成24年7月31日	災害時における棺等葬祭用品の供給
	災害時における物資の供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成24年9月20日	災害時における災害応急対策等物資の供給
	災害時における物資の調達等に関する協定	森永製菓株式会社	平成24年9月21日	災害時における菓子・食品の調達
	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	株式会社ケーヨー(ケーヨーデイツー)	平成24年12月6日	災害時における応急生活物資の供給
	災害時における物資供給協力に関する協定	合同会社西友	平成25年3月1日	災害時における衣料・食料・飲料水等の供給
	災害時における物資供給に関する協定書	アーランドサカモト株式会社	平成27年1月14日	災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定
	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社アリスプラザダイシンカンパニー	平成27年1月14日	災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定
災害時における物資供給に関する協定書	株式会社カインズ	平成27年1月14日	災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定	
災害時における物資供給に関する協定書	株式会社ケーヨー	平成27年1月14日	災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定	
災害時における物資供給に関する協定書	株式会社サンデー	平成27年1月14日	災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定	

災害時における防災協定等締結状況一覧  
(平成29年4月1日現在)

宮城県総務部危機対策課  
電話022-211-2464

区分	協定等名称	団体等名	締結年月日	主な内容
物資供給 (33件)	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社ダイユーエイト	平成27年1月14日	災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定
	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社LIXILビバ	平成27年1月14日	災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定
	災害時における物資供給に関する協定書	ホームマック株式会社	平成27年1月14日	災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定
	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	平成27年1月14日	災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定
	家畜伝染病発生時における資機材の供給等の協力に関する協定書	宮城県高圧ガス保安協会	平成28年3月31日	家畜伝染病発生時における炭酸ガス等の供給
	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	株式会社カワチ食品	平成28年12月1日	被災者等に対する食料品・日用品・衣料品等物資の供給
	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	株式会社高速	平成28年12月16日	被災者等に対する日用品等物資の供給
	家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務の物資の供給に関する協定	株式会社ケーヨー	平成29年3月31日	家畜伝染病発生時における資材の供給
	家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務の物資の供給に関する協定	株式会社ダイユーエイト	平成29年3月31日	家畜伝染病発生時における資材の供給
家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務の物資の供給に関する協定	株式会社サンデー	平成29年3月31日	家畜伝染病発生時における資材の供給	
物流 【物資輸送・保管】 (6件)	緊急物資の輸送に関する協定	公益社団法人宮城県トラック協会	平成9年3月18日	生活救援物資等緊急物資の輸送について
	災害時における車両の派遣に関する協定	デライン運輸株式会社 株式会社みやぎの運送	平成15年10月31日	大規模災害時の飲料水の運搬車両の派遣について
	緊急物資の輸送に関する協定	赤帽宮城県軽自動車運送協同組合	平成17年6月14日	災害発生時の応急対策に必要な救援物資等の緊急輸送について
	災害時における物資の保管等に関する協定	宮城県倉庫協会	平成19年5月28日	災害時支援物資の受入れ・保管・出庫及び物流専門家の派遣等の協力
	災害時における物資輸送等の支援に関する協定	一般社団法人日本パレット協会	平成29年3月24日	災害時における物資輸送等の支援
	災害時におけるフォークリフトのレンタル供給等に関する協定	トヨタエルアンドエフ宮城株式会社	平成29年3月24日	災害時における物資輸送等の支援
報道 (8件)	災害時における放送要請に関する協定	日本放送協会仙台放送局	昭和39年12月10日	災害対策基本法第57条に基づく放送を行うことを求める時の手続きについて
	災害時放送に関する覚書	東北放送(株)	昭和39年12月22日	災害対策基本法第57条に基づく放送を行うことを求める時の手続きについて
	災害時放送に関する覚書	(株)仙台放送	昭和40年1月10日	災害対策基本法第57条に基づく放送を行うことを求める時の手続きについて
	災害時放送に関する覚書	(株)宮城テレビ放送	昭和49年12月26日	災害対策基本法第57条に基づく放送を行うことを求める時の手続きについて
	災害時放送に関する覚書	(株)東日本放送	昭和50年10月7日	災害対策基本法第57条に基づく放送を行うことを求める時の手続きについて
	災害時放送に関する覚書	(株)エフエム仙台	昭和57年12月1日	災害対策基本法第57条に基づく放送を行うことを求める時の手続きについて
	大規模災害時緊急情報連絡システムに関する覚書【安心放送】	日本放送協会仙台放送局ほか民放4社	平成8年6月10日	テレビ・ラジオを通じた確かな災害情報(リアルタイム)の提供について
	災害時等における報道要請に関する協定	公安委員長、県政記者クラブ加盟新聞8社	平成9年12月12日	被災者等への災害応急対策等の的確な情報伝達について
その他 (24件)	警察官の措置命令等に関わる覚書	一般社団法人全国クレーン建設業協会 宮城県支部	平成7年10月5日	緊急通行車両の通行路確保のための車両の排除活動について
	警察官の措置命令等に関わる覚書	一般社団法人日本自動車連盟東北本部 宮城支部	平成7年10月12日	緊急通行車両の通行路確保のための車両の排除活動について
	大規模災害時における県災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 NPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンター	平成16年3月31日	大規模災害時にボランティア活動が円滑、効果的かつ安全に行われるための広域的支援に関する覚書
	大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書(全市町村)	市町村長 社会福祉法人市町村社会福祉協議会	平成16年12月1日	大規模災害時にボランティア活動が円滑、効果的かつ安全に行われるための広域的支援に関する覚書
	大規模災害発生時における相互協力に関する協定	東日本高速道路株式会社	平成18年10月10日	大規模災害時における高速道路SAや緊急開口部の活用及び相互協力
	災害時における愛護動物の救護活動に関する協定	公益社団法人宮城県獣医師会	平成19年3月16日	災害時における愛護動物の救護及び応急措置
	「宮城県防災・危機管理ブログ」に関する協定	楽天株式会社	平成19年3月23日	宮城県の防災や危機管理に関する情報を公開する。
	災害時における事務機器等の調達の協力に関する協定	東北事務機協会	平成20年6月11日	災害時災害対策本部が必要とする事務機の提供協力
	大規模災害時における相談業務の応援に関する協定	宮城県災害復興支援士業連絡会	平成20年12月3日	災害時における各種法律等専門性を要する相談業務
	災害時のスクールカウンセラー派遣協力に関する協定	宮城県臨床心理士会	平成20年12月15日	災害時等におけるスクールカウンセリング
	災害時における隊友会の協力に関する協定	公益社団法人隊友会宮城県隊友会	平成22年3月25日	災害時における情報の収集、救援活動等の補助
	大規模停電時における仙台東高等学校グラウンド使用に関する協定	東北電力株式会社宮城支店	平成22年4月14日	地震等の自然現象に起因する大規模な停電が発生した場合における支援協力
	災害時における応援協力に関する協定	宮城県生コンクリート工業組合	平成22年7月1日	災害時における応援活動及び重機・機材等の支援
	災害時における応援協力に関する協定	一般社団法人宮城県消防設備協会	平成24年2月6日	災害時における公共施設の消防設備などの緊急点検等
	災害時における支援協力に関する協定	トヨタ自動車東日本株式会社、トヨタ自動車株式会社、大衡村	平成24年12月13日	災害時における人命救助、一時避難場所の提供、物資提供などの支援協力
	災害時における緊急支援活動に関する協定	一般社団法人宮城県警備業協会	平成24年12月25日	被災地における防犯パトロール等及び緊急交通路確保等に関する交通誘導に関する応援協定

災害時における防災協定等締結状況一覧  
(平成29年4月1日現在)

宮城県総務部危機対策課  
電話022-211-2464

区分	協定等名称	団体等名	締結年月日	主な内容
その他 (24件)	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成25年2月19日	県ホームページの災害時のアクセス負荷軽減や防災・災害情報発信等に関する協定
	防災への取り組みに関する協定	グーグル	平成25年7月26日	防災への取り組みに関する協定
	災害時におけるタイヤ修理等に関する協定	宮城県タイヤ商工協同組合	平成26年1月22日	緊急車両のタイヤ修理等に関する協定
	災害時における支援協力に関する協定	宮城県遊技業協同組合	平成26年3月17日	災害時における支援協力に関する協定
	災害時における支援協力に関する協定	株式会社アジ・コーポレーション	平成26年10月17日	タイヤの提供及び交換作業、災害応急対策を実施する車両の一時集結場所の提供
	災害時における支援協力に関する協定	株式会社ホットマン	平成27年1月27日	災害応急対策を実施する車両の修理・整備、タイヤの修理・交換等
	災害時における老人福祉施設の応援、協力に関する基本協定	宮城県老人福祉施設協議会	平成27年2月12日	被災施設利用者等の受入れのための施設の提供及び被災施設等への物資の供給等
	災害時における支援協力に関する協定	一般社団法人宮城県冷凍空調設備工業会	平成28年3月23日	災害時に拠点となる施設(遊戯所を含む。)への冷凍空調機器の提供及び応急復旧に関する協定
※ 平成29年4月1日現在、協定締結数163件。				

※ 県が協定締結立金の協定も含まれます。

※ 県側は、知事のほか部局(所)、教育庁(委員会)、警察本部(部局)も含まれます。